

剣道試合・審判細則 第2条1項「竹刀の隙間」について

全日本剣道連盟では、剣道試合・審判細則 第2条1項の中に「ピース（四つ割りの竹）の合わせに大きな隙間のあるものや安全性を著しく損なう加工、形状変更をしたものを使用してはならない。」と記載されています。

竹刀の隙間を目視検査するにあたり、竹刀製造業者（竹刀職人）により製造過程で矯めた（熱を加えて真っ直ぐに加工した）ものが戻ってできた隙間なのか、竹刀製造業者（竹刀職人）以外の方が手を加えたことによってできた隙間なのかを判断する必要があります。

① 竹刀製造業者（竹刀職人）による製造過程の矯め（熱を加えて真っ直ぐにする加工）が戻ってできた隙間

竹刀は4枚のピースが互いに動く（ばらける）ことによる衝撃緩衝性で安全性への効果を発揮できる構造です。

竹という天然素材を使っていることから、使用することや気候の変化などの影響により、さらには保管状況が悪い場合は未使用でも、矯めの戻りや曲がりが生じ、隙間ができる場合があります。

この隙間で著しく安全性を損なう竹刀と判断され、不合格になるケースは本意ではありません（使用頻度の高いことで竹が劣化している場合は除く）。

ここでの目視検査では、大きな隙間があることによって「相手の竹刀が隙間に入る」、「弦や弦の折り返し部分が隙間に挟まる」等の原因で試合が中断し、大会運営に支障をきたすかどうかを判断することが重要です。

② 竹刀製造業者（竹刀職人）以外の方が手を加えたことによってできた隙間

具体的に不合格となるケースの多い隙間の発生要因の過去の事例を示します。

- (1) 修理の際に竹刀のピースを自分自身で組み換えたことにより生じた隙間。
- (2) バランス・重量調整等を目的として竹刀のピースの内側（竹の合わせや裏面）を著しく削ったことにより生じた隙間。
- (3) ささくれ等の修理で著しく削ったことにより生じた隙間
- (4) 不適切な太い先芯を使うことによってできた隙間

例示した内容は、場合によっては事故につながることも考えられる安全性を著しく損なう竹刀と言えます。また、規則を悪用する姑息な行為も含まれていますので、見逃すことのないように厳しく刃部全体の目視検査をすることが重要です。

最後に隙間は、一概に何ミリ以下であれば安全性が担保されるという数値化はできないものと考えています。上記を参考に公平性の担保はもとより、不自然な隙間による破損事故が起きないように安全面に考慮した検査をお願いいたします。

以上

剣道試合・審判細則第3条における「小手」について

全日本剣道連盟では剣道具の安全性の向上と公平性の観点から、剣道具の規格の見直しに取り組んでいます。

「小手」は、「剣道試合・審判細則」第3条の3項で「長さ」及び「衝撃緩衝能力」、4項で「えぐり」について定めています。

現在、出回っている小手の現状を把握するために、全日本武道具協同組合と協力し、令和4年度の主催大会（男女都道府県大会及び男女選手権大会）の計4大会で調査を実施しました。

調査の結果、小手ぶとんの「長さ」と「えぐり」については、公平性に欠けるような短いものやえぐりの大きいものが少なからず認められました。「衝撃緩衝能力」については、小手頭の毛詰めの方に着目しましたが、全日本武道具協同組合の経験則によりますと、安全性を著しく損なうものはあまり多くはありませんでした。

「剣道試合・審判細則」第3条3項に「小手は、前腕（肘から手首の最長部）の2分の1以上を保護し（後略）」と記載されています。

小手ぶとんの長さの具体的な数値については現在見直しに取り組んでいる規格等で、引き続き検討してまいります。

まずもって、大会・審査会等に参加される際には、各自で使用される小手をご確認いただき、適切なものをご使用ください。

購入・販売・製造には、安全性を第一義にいただき、公平かつ安全な剣道具の使用について、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上